

## 【表紙】

|                     |  |
|---------------------|--|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書  |
| 【提出先】               | 関東財務局長   |
| 【提出日】               | 平成30年8月31日   |
| 【会社名】               | 株式会社ガーラ  |
| 【英訳名】               | GALA INCORPORATED  |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役グループCEO 菊川 暁  |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号  |
| 【電話番号】              | 03(5778)0321(代表)   |
| 【事務連絡者氏名】           | グループ戦略部 部長 ジョーシ ガブリエレ  |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号  |
| 【電話番号】              | 03(5778)0321(代表)   |
| 【事務連絡者氏名】           | グループ戦略部 部長 ジョーシ ガブリエレ  |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券  |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 0円<br>本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額<br>合計金額 162,261,600円<br>(内訳)<br>第15回新株予約権 92,168,000円<br>第16回新株予約権 70,093,600円<br>(注)1. 第15回新株予約権は、平成30年8月31日開催の取締役会決議に基づき、第16回新株予約権は、平成30年6月23日開催の当社定時株主総会の特別決議及び平成30年8月31日開催の取締役会決議に基づき、ストック・オプションを目的として、新株予約権を発行するものです。<br>2. 募集金額は、ストック・オプションを目的に発行するため無償で発行するものとします。<br>なお、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、平成30年8月17日の時価を基礎として算出された見込額であります。 |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。  |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)   |

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

(第15回新株予約権証券)

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 発行数     | 2,810個                   |
| 発行価額の総額 | 0円                       |
| 発行価格    | 0円                       |
| 申込手数料   | 該当事項はありません。              |
| 申込単位    | 1個                       |
| 申込期間    | 平成30年9月10日から平成30年9月14日まで |
| 申込証拠金   | 該当事項はありません。              |
| 申込取扱場所  | 株式会社ガーラ グループマネジメント部      |
| 払込期日    | 該当事項はありません。              |
| 割当日     | 平成30年9月18日               |
| 払込取扱場所  | 該当事項はありません。              |

(注) 1. 本新株予約権証券(以下、「本新株予約権」といいます。)は、平成30年8月31日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものです。

## 2. 申込みの方法

申込取扱場所において、申込期間に当社所定の新株予約権申込書を提出することにより行うものとします。

## 3. 本新株予約権の募集(以下、「本募集」といいます。)は、ストック・オプションの目的をもって行うものであり、当社取締役、当社監査役、当社従業員及び当社国内子会社従業員に対する第三者割当の方法によるものです。

本募集の割当ての内訳は以下のとおりです。

| 割当対象者      | 人数  | 割当新株予約権数 |
|------------|-----|----------|
| 当社取締役      | 6名  | 2,505個   |
| 当社監査役      | 3名  | 15個      |
| 当社従業員      | 5名  | 181個     |
| 当社国内子会社従業員 | 3名  | 109個     |
| 合計         | 17名 | 2,810個   |

## (第16回新株予約権証券)

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 発行数     | 2,137個                   |
| 発行価額の総額 | 0円                       |
| 発行価格    | 0円                       |
| 申込手数料   | 該当事項はありません。              |
| 申込単位    | 1個                       |
| 申込期間    | 平成30年9月10日から平成30年9月14日まで |
| 申込証拠金   | 該当事項はありません。              |
| 申込取扱場所  | 株式会社ガーラ グループマネジメント部      |
| 払込期日    | 該当事項はありません。              |
| 割当日     | 平成30年9月18日               |
| 払込取扱場所  | 該当事項はありません。              |

(注) 1. 本新株予約権証券(以下、「本新株予約権」といいます。)は、平成30年6月23日開催の当社定時株主総会の特別決議及び平成30年8月31日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものです。

## 2. 申込みの方法

申込取扱場所において、申込期間に当社所定の新株予約権申込書を提出することにより行うものとします。

## 3. 本新株予約権の募集(以下、「本募集」といいます。)は、ストック・オプションの目的をもって行うものであり、当社海外子会社従業員に対する第三者割当の方法によるものです。

本募集の割当ての内訳は以下のとおりです。

| 割当対象者      | 人数 | 割当新株予約権数 |
|------------|----|----------|
| 当社海外子会社従業員 | 9名 | 2,137個   |
| 合計         | 9名 | 2,137個   |

## (2)【新株予約権の内容等】

## (第15回新株予約権証券)

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の種類                    | 当社普通株式(注)1.<br>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。   |
| 新株予約権の目的となる株式の数                     | 281,000株<br>各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とします。<br>ただし、付与株式数は(注)2.の定めにより調整を受けることがあります。  |
| 新株予約権の行使時の払込金額                      | 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。<br>行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とします。<br>ただし、行使価額は(注)3.の定めにより調整を受けることがあります。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額     | 金 92,168,000円<br>(新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は、平成30年8月17日の時価を基礎として算出された見込額です。)  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1.発行価格<br>新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格は行使価額と同額とします。<br>2.資本組入額<br>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。<br>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。   |
| 新株予約権の行使期間                          | 平成32年9月19日から平成36年9月18日までとします。  |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所        | 1.新株予約権の行使請求の受付場所<br>株式会社ガーラ グループマネジメント部(又はその時々における当該業務担当部署)<br>2.新株予約権の行使請求の取次場所<br>該当事項はありません。<br>3.新株予約権の行使請求の払込取扱場所<br>株式会社三井住友銀行 恵比寿支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店)  |
| 新株予約権の行使の条件                         | 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができません。  |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件                | 以下の、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。<br>当社が消滅会社となる合併契約承認の議案<br>当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案<br>当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案   |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                      | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。  |
| 代用払込みにに関する事項                        | 該当事項はありません。  |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p> | <p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数<br/>新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類<br/>再編対象会社の普通株式とします。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数<br/>組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定します。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br/>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間<br/>上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br/>上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限<br/>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。</p> <p>新株予約権の取得条項<br/>上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定します。</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件<br/>上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。</p> |
|---------------------------------|---|

(注) 1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権の目的となる株式について、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定の適用があります。

2. 付与株式数の調整

割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整します。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記注3.(2)の規定を準用します。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。

### 3. 行使価額の調整

- (1) 割当日後、当社普通株式につき、次の 又は の事由が生ずる場合、行使価額をそれぞれ次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」とは、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とします。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とします。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによります。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用します。

- (3) 上記(1) 及び に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案のうえ、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。

### 4. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出します。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込みます。

### 5. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となります。
- (2) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続を行うものとします。

## 6. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。

## （第16回新株予約権証券）

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の種類                    | 当社普通株式（注）1.<br>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。   |
| 新株予約権の目的となる株式の数                     | 213,700株<br>各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とします。<br>ただし、付与株式数は（注）2.の定めにより調整を受けることがあります。  |
| 新株予約権の行使時の払込金額                      | 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。<br>行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とします。<br>ただし、行使価額は（注）3.の定めにより調整を受けることがあります。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額     | 金 70,093,600円<br>（新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は、平成30年8月17日の時価を基礎として算出された見込額です。）  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1. 発行価格<br>新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格は行使価額と同額とします。<br>2. 資本組入額<br>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。<br>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。   |
| 新株予約権の行使期間                          | 平成32年9月19日から平成36年9月18日までとします。  |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所        | 1. 新株予約権の行使請求の受付場所<br>株式会社ガーラ グループマネジメント部（又はその時々における当該業務担当部署）<br>2. 新株予約権の行使請求の取次場所<br>該当事項はありません。<br>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所<br>株式会社三井住友銀行 恵比寿支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）   |
| 新株予約権の行使の条件                         | 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができません。  |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件                | 以下の、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。<br>当社が消滅会社となる合併契約承認の議案<br>当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案<br>当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案   |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                      | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。  |
| 代用払込みに関する事項                         | 該当事項はありません。  |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p> | <p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数<br/>新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類<br/>再編対象会社の普通株式とします。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数<br/>組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定します。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br/>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間<br/>上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br/>上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限<br/>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。</p> <p>新株予約権の取得条項<br/>上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定します。</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件<br/>上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。</p> |
|---------------------------------|---|

(注) 1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権の目的となる株式について、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定の適用があります。

2. 付与株式数の調整

割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整します。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記注3.(2)の規定を準用します。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。



### 3. 行使価額の調整

- (1) 割当日後、当社普通株式につき、次の又はの事由が生ずる場合、行使価額をそれぞれ次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」とは、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とします。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とします。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによります。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用します。

- (3) 上記(1)及びに定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案のうえ、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。

### 4. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出します。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込みます。

### 5. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となります。
- (2) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続を行うものとします。

## 6. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円)(注)1. | 発行諸費用の概算額(円)(注)2. | 差引手取概算額(円)  |
|-----------------|-------------------|-------------|
| 162,261,600     | 2,000,000         | 160,261,600 |

(注)1. 本新株予約権は無償で発行されるため、本新株予約権の払込金額はありませんが、ここでは、本新株予約権が全部行使された場合における本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額の、平成30年8月17日の時価を基礎として算出された見込額を記載しています。

2. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を放棄した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

## (2) 【手取金の使途】

今回の新株予約権の発行募集は当社グループの長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材の確保等を目的とし、当社取締役、当社監査役、当社従業員及び当社国内子会社従業員並びに当社海外子会社従業員に対して新株予約権を割り当てるために行なうものであり、資金調達を目的としておりません。従って、新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の新規発行による手取金は発生いたしません。

また、新株予約権の行使による払込みは新株予約権の割当てを受けた者の判断によるため、現時点でその金額、時期を資金計画に織り込むことは困難です。

従って、新株予約権の行使による払込みの手取金は当社の運転資金に充当する予定ではありますが、具体的金額は行使による払込みが行なわれた時点の状況に応じて決定します。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第25期事業年度）及び四半期報告書（第26期第1四半期会計期間）（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年8月31日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年8月31日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2．臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第25期事業年度）の提出日（平成30年6月25日）以後、本有価証券届出書提出日（平成30年8月31日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

[平成30年6月25日提出臨時報告書]

#### 1 [提出理由]

平成30年6月23日開催の当社第25回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 [報告内容]

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月23日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。取締役として、菊川暁、ホウ・ヒョン、キム・ヒョンス、金志芸、バジヨ・ニコラ、倉持倫之の6氏を選任する。

###### 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。補欠監査役として、川村一博氏を選任する。  
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

###### 第3号議案 当社海外子会社の使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社海外子会社の使用人に対するストック・オプションとして新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 議案  | 賛成     | 反対    | 棄権 | 賛成率   | 決議結果 |
|---|--------|-------|----|-------|------|
| 第1号議案<br>取締役6名選任の件  |        |       |    |       |      |
| 菊川 暁  | 71,284 | 2,018 | 0  | 96.19 | 可決   |
| ホウ・ヒョン  | 71,246 | 2,056 | 0  | 96.14 | 可決   |
| キム・ヒヨンス   | 71,246 | 2,056 | 0  | 96.14 | 可決   |
| 金 志芸  | 71,244 | 2,058 | 0  | 96.14 | 可決   |
| バジヨ・ニコラ   | 71,253 | 2,049 | 0  | 96.15 | 可決   |
| 倉持 倫之   | 71,207 | 2,095 | 0  | 96.09 | 可決   |
| 第2号議案<br>補欠監査役1名選任の件  |        |       |    |       |      |
| 川村 一博   | 71,544 | 1,762 | 0  | 96.54 | 可決   |
| 第3号議案<br>当社海外子会社の使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件 | 71,023 | 2,281 | 0  | 95.84 | 可決   |

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案及び第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
- ・第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2. 賛成率の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                     |                             |                         |
|---------|---------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第25期)      | 自 平成29年4月1日<br>至 平成30年3月31日 | 平成30年6月25日<br>関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書  | 事業年度<br>(第26期第1四半期) | 自 平成30年4月1日<br>至 平成30年6月30日 | 平成30年8月10日<br>関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 6月23日

株式会社ガーラ

取締役会 御中

海南監査法人

|                |       |       |   |
|----------------|-------|-------|---|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 溝口 俊一 | 印 |
|----------------|-------|-------|---|

|                |       |      |   |
|----------------|-------|------|---|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 秋葉 陽 | 印 |
|----------------|-------|------|---|

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失399,809千円及び親会社株主に帰属する当期純損失404,809千円を計上している。また、当連結会計年度においても、営業損失260,912千円及び親会社株主に帰属する当期純損失361,058千円を計上している。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年3月28日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び第4回新株予約権の発行を決議し、平成30年4月13日に払込手続きが完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ガーラの平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、株式会社ガーラが平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年6月23日

株式会社ガーラ

取締役会 御中

### 海南監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 溝口 俊一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 秋葉 陽 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において営業損失288,103千円及び当期純損失350,152千円を計上している。また、当事業年度においても、営業損失129,939千円及び当期純損失144,872千円を計上している。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年3月28日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び第4回新株予約権の発行を決議し、平成30年4月13日に払込手続きが完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。



以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月9日

株式会社ガーラ  
取締役会 御中

### 海南監査法人

指 定 社 員 公認会計士 溝口 俊一 印  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 秋葉 陽 印  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失260,912千円及び親会社株主に帰属する当期純損失361,058千円を計上している。また、当第1四半期連結累計期間においても、営業損失76,852千円及び親会社株主に帰属する四半期純損失72,630千円を計上している。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。